

**経営事項審査の審査基準改正に伴う
令和7・8年度 工事の一般競争（指名競争）参加資格の再認定について**

経営事項審査の審査基準が改正され、令和8年7月1日から施行されることに伴い、令和7・8年度を有効期間とする一般競争（指名競争）参加資格の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

令和8年7月1日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

なお、経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2 再認定のスケジュール

下記の期間の間、再認定の受け付けを行います。
認定日（予定）は、適正な申請書を受理した月の翌々月です。

受 付 期 間
令和8年7月1日～令和8年12月21日

3 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1-1 及び様式 1-2）※様式 1-1 の余白に朱書きで「再認定申請」と記載すること。
- ② 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ③ 共同企業体等調書（様式 4-1～4-4）【経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合】
- ④ 代理申請に係る委任状（様式 5）【代理人が申請する場合】
- ⑤ 競争参加資格審査申請受理票【文書郵送方式の場合のみ】

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、様式 1-2 は提出不要です。

4 随時の資格審査の申請に係る留意事項

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。以下同じ。）第 1 第 1 号の 2 に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の 1 年 7 月前の日以後のもののうち最新のものである必要があります。
- ② 随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 262 号）による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

5 その他再認定の申請に関する留意事項

再認定の結果を受けた後に、希望工事種類の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工事種類の認定内容の変更はできませんので、申請にあたっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工事種類一括で行う必要があります。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき工事種類の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請していただきます。

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

6 申請方法

申請は**オンライン申請方式**又は**文書郵送方式**のいずれかの方式で受け付けます。

① オンライン申請方式の場合

申請資料の電子ファイルを1つのzipファイルにまとめて、下記リンク先にアップロードしてください。

申請書類アップロードリンク
https://jrnt.ent.box.com/f/c49e6c90992d4f1eb35eed7d517ebfcb
受付時間
09:30~17:00（土、日、祝日、年末年始（12/29~1/3）を除く）

※ zipファイル名には「**【工事再認定】・提出日・会社名**」を記載してください。
（名称例）2026年7月1日提出の場合

【工事再認定】20260701_〇〇〇株式会社.zip

- ※ zipファイルにはパスワードを設定しないでください。
- ※ 申請者側のセキュリティ設定等により、Boxにアクセスできない場合がございます。そのような場合は、お手数ですが、文書郵送方式によるご提出をお願いします。

② 文書郵送方式の場合

申請書類は次に掲げる箇所へ書留郵便で提出して下さい。

なお、封筒には「**再認定申請**」と朱書きで記載して下さい。

提出先	〒231 - 8315 神奈川県横浜市中区本町 6 - 50 - 1(横浜アイランドタワー) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 調達契約部 契約管理課 資格審査担当 電話 045-222-9041
-----	--

7 申請書類の入手方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）等の各種様式は、当機構HPの競争参加資格受付（<https://www.jrnt.go.jp/procurement/qualification/resistration.html#zuiji>）よりダウンロードして下さい。